

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 12 級に該当するとして、障害等級には該当しないと決定した原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は事業場の天井収納の物品をとるため、折りたたみ式階段を引き下ろそうとしたところ、ストッパーが滑りスライド部分が落下、左額部分に当たり負傷した。負傷後、〇整形外科を受診し「前額部挫創、左上腕挫傷、前額部創癒痕」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないと、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

額に 3 cm の線状痕が残っており、これを障害等級に該当しないとした監督署長の処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人に残存する身体障害は、左額部分に 2. 5 cm の線状痕を残すものであることから、障害等級には該当しない。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

醜状の障害について、主治医の意見から「3 cm」、監督署職員の測定した結果から「2. 5 cm」となっており、当審査官が測定した結果については「3 cm」と認められることから、「女性の外ぼうに醜状を残すもの」（障害等級第 12 級の 14）に該当する。

(2) 結論

以上から、請求人には、醜状の障害で障害等級第 12 級が残存しているものと判断する。したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級には該当しないと決定した旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。